

◆ 平成30年度の重点取組方針

1 農地の集約化の推進（新規）

- ①担い手や地域の意向を踏まえて農地の集約化に取り組む地区を選定
 - ・集約化推進地区を2～3地域選定
 - ・推進地区毎に担い手，市町村，農委，機構地域コーディネーター，JA，土地改良区，県等による検討会の開催
- ②農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が相互に所有する「人と農地の情報」を共有するとともに，土地利用調整活動を連携して展開
- ③集約化を円滑に進めるための他制度との調整について検討
 - ・集約化支援としての機構手数料の活用について検討

2 農地整備事業との連携強化

- ①機構関連農地整備事業等の積極的な活用と他地区への普及啓発活動を推進（新規）
- ②農地整備事業の受益地での機構事業活用の推進（モデル地区における機構事業加速化の促進）
 - ・作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発

3 市町村・農業委員会・担い手組織との連携強化

- ①農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有（新規）
 - ・農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の相互共有
- ②農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有（新規）
- ③市町村，農業委員会，担い手組織との定期的な情報交換の実施
 - ・一層の情報共有を図るため「情報共有プラットフォーム（会員専用ページ）」開設
 - ・市町村が開催する「人・農地プラン」の策定・見直し検討会議やほ場整備に係る会議等への積極的な参加による地域内の農地集積機運の高揚
 - ・農業委員会と機構との連携に関する基本方針(H29.11.6策定)に基づく連携活動と情報の共有化
 - ・今年度新体制へ移行する農業委員会(8)と機構地域コーディネーターとの連携強化に向けた定期的な意見交換と相互研修会への参加

4 地域の実情に応じた事業推進

- ①地方推進本部が地域課題や対応方針を明確にして市町村における課題解決を支援
 - ・水田以外の農地（畑地や草地等）における機構事業の活用の促進
 - ・集落営農組織の法人化，個別経営体中心の農地集積など地域の実情に応じた担い手による事業の推進
 - ・都市近郊地域・農業地域等立地条件に応じた農地集積や機構事業の活用

5 中山間地域における推進

- ①遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進による地域農業の安定化
 - ・機構関連農地整備事業や鳥獣被害防止対策支援事業等の活用集による営農条件の改善
 - ・農地や水路等の地域資源の維持・保全活動等による遊休農地の発生防止
 - ・新規参入者・企業等の相談窓口を活用した担い手の確保育成